

職員の懲戒処分について

職員の不祥事案について、当該職員に対し以下のとおり処分を行いました。

住民の皆様に深くお詫びし、不祥事の再発防止に向け、より一層職員の服務規律の確保に努めます。

1 地方公務員法に基づく懲戒処分

事案	処分内容	被処分者	概 要	処分根拠
(1)	停職 6 月	堺市 局長級 (60 歳)	令和 7 年 11 月、被処分者は、業務時間外に女性にハグするなどの不適切な行為を行ったもの。	地方公務員法第 33 条に違反し、同法第 29 条第 1 項第 1 号、第 2 号及び第 3 号に該当
(2)	停職 2 月	財政局 税務部 市税事務所 課長補佐級 (59 歳)	令和 7 年 6 月 23 日、被処分者は、堺市中区で自家用車を運転中、信号の無い T 字路を右折する際に、一時停止を怠り、被害者に気付かず接触し、死亡させたもの。 なお、行政処分として運転免許取消（欠格期間 1 年）、刑事処分として略式命令により罰金刑 100 万円が科された。	地方公務員法第 33 条に違反し、同法第 29 条第 1 項第 1 号及び第 3 号に該当

※事案 (1) に関して、当該職員は退職願を提出しており、処分日付けで退職しました。

なお、同職員の職務は、令和 8 年 3 月 31 日まで本屋副市長が執り行います。

2 処分日

令和 7 年 12 月 25 日

問い合わせ先	担当 課：総務局 人事部 人事課 電 話：072-228-7907 ファックス：072-228-8823
--------	--